

別記

堺市育児支援ヘルパー派遣事業個人情報取り扱い方法

本事業に関する個人情報記載書類について、契約書第39条及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、受注者にて適正に取り扱い、用済みの個人情報記載書類について以下のとおり取り扱うこと。

1 対象書類

対象書類を次のとおりとする。

- (1) 堺市育児支援ヘルパー事業調査票
- (2) 堺市育児支援ヘルパー派遣決定通知書
- (3) 堺市育児支援ヘルパー派遣変更・中止決定通知書
- (4) その他、利用期間が終了した利用者、利用回数が上限となった利用者及び派遣中止となった利用者に関する書類で、個人情報を含む書類。

2 取扱内容

受注者にて本事業の支援を終了した利用者に関する「1 対象書類」について、発注者に返還すること。

3 返還時期

委託料請求書類を提出する際に、用済みの個人情報記載書類を発注者へ返還すること。

なお、契約履行期間内に委託料を請求する派遣実績がなく、返還できない際は、発注者と協議すること。